

袋井市第2期障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月
袋 井 市

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）…	2
3	計画の位置づけ・期間	3
4	計画の策定体制	4
5	事業の体系	5
6	第1期障害福祉計画の総括	9
7	第2期障害福祉計画について	
	（1）平成23年度の目標値	13
	（2）障害福祉サービスの見込量	15
	（3）地域生活支援事業実施に関する事項	20
	（4）基盤整備に関する事項	26
	（5）相談支援体制の充実・強化に関する事項	27

資料編

資料1	障害福祉サービスの推移	28
資料2	第1期計画と第2期計画の比較	29
資料3	袋井市障害福祉計画策定経過	31
資料4	袋井市障害者計画推進協議会委員名簿	32

1 計画の目的

平成18年4月障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための「障害者自立支援法」が施行され、これによりサービスの提供主体を市町村に一元化し、障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず共通の福祉サービスが提供できるようになりました。

障害者制度の大きな転換に伴い、本市は、平成19年3月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画「袋井市第1次障害者計画」と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する数値目標を示す「袋井市第1期障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れたまちでその人らしく自立した生活を送ることができるように様々な支援を行ってまいりました。こうした中で障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が徐々に進み、利用者数も施設の整備に伴い増加してきました。

今後、福祉施設や病院からのさらなる地域への移行や一般就労も視野に入れた就労支援とともに、障害福祉サービス等を的確に提供していくために、自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が完了する平成23年度を目標年次とした、「第2期障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）

障害のある人の自立と社会参加を推進するため、この計画を策定します。

（１）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業による支援が受けられるよう提供体制の整備を進めます。

（２）地域生活移行や就労移行の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活への移行や一般就労等への移行といった課題に対応していくため障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムをつくり、身近な地域におけるサービス拠点、NPO法人等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用してサービス提供体制の整備を進めます。

3 計画の位置づけ・期間

この計画は、本市における障害者施策展開の基本的方向を示す「障害者計画」に沿い、施策の目標数値を示す「障害福祉計画」であり、「袋井市総合計画」の部門別・具体的計画の役割を担うものです。

「第1次障害者計画」の計画期間は平成19年度から平成23年度までの5ヵ年計画で、「第1期障害福祉計画」については平成19年度から平成20年度までの2ヵ年計画となっていますことから、必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする第2期計画を策定するものです。

◆障害者計画と障害福祉計画の関係

障害者計画 ◎根拠法令 障害者基本法（第9条第3項） ◎位置づけ 障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画 ◎計画期間 中期（5年） 第1次： 平成19年度～23年度	障害福祉計画 ◎根拠法令 障害者自立支援法（第88条） ◎位置づけ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 ◎計画期間 第1期：平成19年度～20年度 第2期：平成21年度～23年度
--	---

◆計画の期間

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
障 害 者 計 画					
	第1次（5ヵ年）				
障 害 福 祉 計 画					
	1期		2期		

4 計画の策定体制

この計画は「障害者計画」と一体的にすすめていくため、福祉関係者等に一般公募の委員も含む「袋井市障害者計画推進協議会」における意見を踏まえて策定しました。また、関係団体やサービス事業者からも聴き取りを行い、できる限り要望や意見を計画に反映させています。

◆障害者計画推進協議会での審議

地域住民組織、公募市民、福祉関係団体、保健福祉医療、教育等の各分野の代表で構成する袋井市障害者計画推進協議会において平成20年8月から12月の間、3回の会議を開催し実質的な審議を行いました。（委員構成・・・資料4）

◆障害者団体からの意見聴取

障害者団体から要望や意見を聴取し、そこで寄せられた意見等について計画策定審議段階で活用し、計画に反映させています。

◇団体：身体障害者福祉会、身体障害者福祉会聴覚障害者部会、身体障害者福祉会視覚障害者部会、手をつなぐ育成会、精神障害者団体 5団体

◇期間：平成20年9月22日～10月21日

◇方法：対面式インタビューにて実施

◆サービス提供事業者からの意見聴取

サービス提供事業者から意見を聴取し、そこで寄せられた意見について計画策定審議段階で活用し、計画に反映させています。

◇事業者：社会福祉法人等 4事業者

◇期間：平成20年11月10日～11月17日

◇方法：対面式インタビューにて実施

5 事業の体系

障害者自立支援法に基づいて施行される障害福祉サービスは、「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市が実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具」に分けられます。

自立支援給付

1 「障害福祉サービス」

(1) 訪問系サービス

- ①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③行動援護
- ④重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

- ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型=雇用型 B型=非雇用型）
- ⑤療養介護 ⑥児童デイサービス
- ⑦短期入所（ショートステイ）

(3) 居住系サービス

- ①共同生活援護（ケアホーム） ②共同生活援助（グループホーム）
- ③施設入所支援

「自立支援医療」

（旧）更生医療（県が行う事業）

「補装具」

- | | | | |
|------|-----|---------------|---------|
| ・車椅子 | ・義肢 | ・装具 | ・座位保持装置 |
| ・補聴器 | ・眼鏡 | ・重度障害者用意志伝達装置 | 等 |

地域生活支援事業

(1) 必須給付

- ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣等）
- ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センター機能強化事業
- （創作活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等）

(2) その他の事業

- ①訪問入浴サービス事業 ②更生訓練費給付事業
- ③日中一時支援事業 ④自動車運転免許取得・改造事業
- ⑤手話奉仕員養成事業 ⑥要約筆記奉仕員養成事業

自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス内容は、以下の通りです。

自立支援給付

区分		サービス内容
(1) 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	③行動援護	自己判断力能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	④重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
(2) 日中活動系サービス	①生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	②自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	④就労継続支援 （A型=雇用型・B型=非雇用型）	一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	⑤療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	⑥児童デイサービス	障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	⑦短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス	①共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
	②共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	③施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

自立支援医療（旧更生医療）	障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。
---------------	---

補装具費	義足や車椅子等の購入等に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。
------	--------------------------------------

地域生活支援事業

区分		サービス内容
(1) 必須給付	①相談支援事業	障害のある人、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。又、自立支援協議会を設置し、地域の相談体制やネットワークの構築を行います。
	②コミュニケーション支援事業	聴覚、音声または言語機能に障害のある人及び聴覚障害のある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人が、手話通訳または要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障害のある人等の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
	③日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業 …障害のある人に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。 住宅改修費助成事業 …日常生活を営むのに著しく支障のある重度の障害のある人（子ども）が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。 点字図書給付事業 …在宅の視覚障害のある人(子ども)に、点字図書を給付することにより、必要な情報の入手が容易にできるよう、支援を図ります。

	④移動支援事業	外出介護事業…屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業…重度の視覚障害のある人が外出することが必要な場合、視覚障害者ガイドヘルパーを派遣します。
	⑤地域活動支援センター事業	障害のある人等に対し、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を諮ります。
(2) その他の事業	① 訪問入浴サービス事業	家庭の浴槽で入浴することが困難な重度の障害のある人に対し、移動入浴車により家庭を訪問して入浴サービス事業を行います。
	②更生訓練費給付事業	障害者支援施設の入所・通所者の施設訓練に要する経費について、更生訓練費を支給し、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。
	③日中一時支援事業	障害のある人の日中活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	④自動車運転免許取得・改造事業	身体障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車を改造するために要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
	⑤手話奉仕員養成事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
	⑥要約筆記奉仕員養成事業	手話習得が困難な中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記を行う奉仕員を養成します。

6 第1期障害福祉計画の総括

1 第1期障害福祉計画のサービス見込み量と実績について（資料11ページ）

第1期障害福祉計画を総括しますと、サービス見込み量と実績の違いの主な理由は次のとおりです。

- （1）施設の新体系への移行に伴い、各施設が提供する日中活動系サービスの種別が計画時に確定されていなかったことから、計画とは違うサービス種別を選択した施設があったため。
- （2）施設ごとに新体系への移行年度が異なり、計画時に移行時期が確定されていなかったことから、実際は計画より遅れて移行した施設が多くなったため。
- （3）計画策定作業は自立支援法施行事務と平行して行われたこと等から、時間的・人的な余裕がなく、計画目標値については、個々の利用者やこれからサービスを利用する人たちの意向調査など個人別の詳細な検討ができないまま進んだため。

2 現状の課題と今後の方向性

障害福祉サービスの利用については、平成18年度に自立支援法が施行され障害の種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるように施設・事業を再編し、利用者により使いやすいサービス提供体制が整ってきました。

サービスの利用については、施設整備が進んだ分野については利用者が確実に増加していますが、サービスによっては利用できる施設が充分でなく、不足する施設の整備が急務となっています。

（1）入所施設について

施設への入所については、入所者の地域移行数を超える数の入所希望があります。（入所については、県が入所希望者の優先順位を調整し、施設に空きが出れば上位から順に入所となります。）

この状況を改善するためには、それぞれの市町が現在入所中者のうち軽度の障害のある人が住まいの場として入所するグループホームやケアホームを整備する必要があります。さらにはケアホーム等の整備に併せて日中活動の場を提供する日中活動系サービス施設の整備も求められます。

（2）重度の障害のある人に対応した日中活動系サービス施設の整備について

重度の障害のある人に対応した生活介護や生活訓練などの近隣の施設は、数年後には定員過剰になるため、特別支援学校の卒業生などを受け入れる新たな

施設整備が必要となります。

また、重症心身障害児のショートステイについては、サービスを提供する施設が少ないことから、需要に応じきれず、介護者も身体を休ませることができない状況となっています。

(3) 早期療育施設の整備について

早期療育について、現在本市で一次療育は行われていますが、これに続く二次・三次療育の施設がないため、発達障害を持つ子どもと保護者への支援が中断されやすく孤立しやすい状況にあります。発達障害の子どもを早期発見から早期療育へつなげ、小学校まで一貫した支援を行う早期療育システムの中心となる施設の整備は緊急の課題であります。

- ※一次療育 親子遊びの教室（本市では、どんぐり教室）を通して親の障害受容に付き合うことと、子どもの経過観察を行う。
- 二次療育 一定の障害が疑われる子どもに対して、療育施設で行う親子教室等を行い、しっかりした親子関係を作る。
- 三次療育 3歳になる頃から、療育施設への毎日通園などにより子どもに対する本格的な発達支援を行う。

3 第1期計画の見込量と実績

【訪問系サービス】				H18	H19	H20
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	実績	利用者数	(人)	17	15	20
		利用量/人	(時間)	16	17	18
		サービス利用量 A	(時間分)	272	255	360
	見込	利用者数	(人)	16	20	24
		利用量/人	(時間)	20	20	20
		見込量 B	(時間分)	320	400	480
	増減	増減(B-A)	(時間分)	48	145	120

【日中活動系サービス】						
生活介護	実績	利用者数	(人)	0	4	15
		利用量/人	(日)	0	15	22
		サービス利用量 A	(人日分)	0	60	330
	見込	利用者数	(人)	0	18	51
		利用量/人	(日)	0	22	22
		見込量 B	(人日分)	0	396	1,122
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	336	792
自立訓練(機能訓練)	実績	利用者数	(人)	1	0	0
		利用量/人	(日)	22	0	0
		サービス利用量 A	(人日分)	22	0	0
	見込	利用者数	(人)	1	0	0
		利用量/人	(日)	22	0	0
		見込量 B	(人日分)	22	0	0
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	実績	利用者数	(人)	0	1	1
		利用量/人	(日)	0	15	22
		サービス利用量 A	(人日分)	0	15	22
	見込	利用者数	(人)	0	12	22
		利用量/人	(日)	0	22	22
		見込量 B	(人日分)	0	264	484
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	249	462
就労移行支援	実績	利用者数	(人)	0	5	14
		利用量/人	(日)	0	16	22
		サービス利用量 A	(人日分)	0	80	308
	見込	利用者数	(人)	0	9	15
		利用量/人	(日)	0	22	22
		見込量 B	(人日分)	0	198	330
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	118	22
就労継続支援(A型)	実績	利用者数	(人)	0	2	5
		利用量/人	(日)	0	22	22
		サービス利用量 A	(人日分)	0	44	110
	見込	利用者数	(人)	0	0	3
		利用量/人	(日)	0	0	22
		見込量 B	(人日分)	0	0	66
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	-44	-44

就労継続支援(B型)	実績	利用者数	(人)	1	10	22
		利用量/人	(日)	22	22	22
		サービス利用量 A	(人日分)	22	220	484
	見込	利用者数	(人)	1	6	19
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 B	(人日分)	22	132	418
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	-88	-66
療養介護	実績	サービス見込量	(人分)	0	0	0
	見込	見込量 B	(人分)	0	0	0
	増減	増減(B-A)	(人分)	0	0	0
児童デイサービス	実績	利用者数	(人)	5	5	5
		利用量/人	(日)	7	1	5
		サービス利用量 A	(人日分)	35	6	25
	見込	利用者数	(人)	6	8	9
		利用量/人	(日)	7	7	7
		見込量 B	(人日分)	42	56	63
	増減	増減(B-A)	(人日分)	7	50	38
短期入所	実績	利用者数	(人)	11	12	11
		利用量/人	(日)	11	12	13
		サービス利用量 A	(人日分)	118	149	143
	見込	利用者数	(人)	12	14	15
		利用量/人	(日)	10	10	10
		見込量 B	(人日分)	120	140	150
	増減	増減(B-A)	(人日分)	2	-9	7
日中活動活動系サービス全体の利用者数	実績	利用者数 A	(人分)	18	39	73
	見込	見込者数 B	(人分)	20	67	134
	増減	増減(B-A)	(人分)	2	28	61

【居住系サービス】

共同生活援助 共同生活介護	実績	サービス利用量 A	(人分)	10	12	12
	見込	見込量 B	(人分)	8	11	17
	増減	増減(B-A)	(人分)	-2	-1	5
施設入所支援	実績	サービス利用量 A	(人分)	1	6	21
	見込	現見込量 B	(人分)	1	11	35
	増減	増減(B-A)	(人分)	0	5	14

【相談支援】

相談支援	実績	サービス利用量 A	(人分)	0	0	0
	見込	見込量 B	(人分)	3	6	8
	増減	増減(B-A)	(人分)	3	6	8

7 第2期障害福祉計画について

(1) 平成23年度の目標値

障害のある人が、自分の生活を自分で選び、住み慣れたまちでその人らしく自立した生活を送ることができるよう、地域生活への移行や就労への支援といった新たな課題に対応する必要があります。この計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、以下に掲げる項目に、平成23年度の数値目標を設定します。

【数値目標】

障害福祉サービスの数値目標については、第1期計画の反省をもとに、実際にサービスの利用者となる人を個別に検討し、利用するであろうサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、旧法施設から新体系へ移行する各施設と新たに整備された施設のサービス種別ごとに利用数を加算し、地域の実情などを踏まえ現状を反映した目標数値としました。

＜実数の積上げ＞

- 1 施設入所待機者数 11人
待機者の解消 5人
残る6人の待機者への対応（ショートステイ、日中活動系サービス）
- 2 特別支援学校高等部の卒業見込み者の卒業後のサービス利用意向調査に基づく人数 30人
袋井特別支援学校高等部の年度別卒業見込み者について、個別に卒業後のサービス利用意向調査を行った結果を反映させました。
内訳 平成21年3月卒業見込み 13人
平成22年3月卒業見込み 9人
平成23年3月卒業見込み 8人
- 3 入所施設からの地域移行予定者数 5人（平成21年度～平成23年度）
袋井学園3人 天竜ワークキャンパス1人 わかぎ1人
- 4 障害児施設に入所中の過齢児の退所後のサービス利用意向調査に基づく人数 8人
おおぞら療育センター1人 天竜病院2人
静岡神経療育センター4人 つばさ静岡1人
- 5 旧法施設等から新体系へ移行する時期、サービス種目及び定員の推移
- 6 新規に整備される施設の開設時期、サービス種目及び定員の推移

（１）入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
現入所者数（Ａ）	８５人	平成 17 年 10 月 1 日の数 (参考 平成 20 年 10 月 1 日現在の入所者数 82 人)
平成 23 年度入所者数（Ｂ）	78 人	平成 23 年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込 （Ａ－Ｂ）	7 人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行数	11 人	平成 23 年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）

【目標値の設定】

- ① 現入所者数の基準日（Ａ）について、1 期計画では入所者数の基準日を平成 17 年 10 月 1 日として平成 23 年度の目標値を設定しており、本計画では 1 期計画の見直しを行い、平成 23 年度の目標値を設定することから、基準日は 1 期と同日にしました。
- ② 削減見込（Ａ－Ｂ）7 人は、管内施設の新体系に移行に伴う定員計画を踏まえ、施設待機者 5 人を加えて目標値を設定しました。
- ③ 地域生活移行数は、これまでの移行実績数及び施設の新体系への地域移行年度等を考慮して目標値を設定しました。

（２）福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間 一般就労移行者数	3 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した人の数 (参考 平成 20 年度の一般就労移行者数 3 人 暫定値)
【目標値】 平成 23 年度の年間 一般就労移行者数	8 人	平成 23 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する人の数

【目標値の設定】

平成 23 年度の年間一般就労移行者数 8 人は、平成 19 年度の実績と就労移行施設の卒園予定者数を見込み設定しました。

(2) 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護	利用者数	20 人	25 人	30 人
重度訪問介護	利用量	20 時間	20 時間	20 時間
行動援護				
重度障害者等包括支援	サービス見込量	400 時間分	500 時間分	600 時間分

【目標値の設定】

- ①利用者数は、サービス提供事業者の増加、平成19年10月から平成20年7月の利用者数の1割程度の増加と、施設からの地域移行見込み者及び退院可能精神障害者の利用を見込み設定しました。
- ②利用量20時間は、実績を踏まえ1期計画と同時間数に設定しました。

【福祉サービス見込量に対応するための方策】

- ①指定障害福祉サービス事業者との連携により、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。また、精神障害のある人や重度障害のある人に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業者の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- ②精神障害のある人本人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業者に関する情報提供を充実し、精神障害のある人のサービスの利用促進に努めます。
- ③サービス提供事業者のホームヘルパーに対し講座・講習等の受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるようにします。
- ④障害別に設置する相談支援センターの活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの情報提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		21 年度	22 年度	23 年度
日中活動系サービス 全体の見込量	サービス見込量	211 人分	269 人分	362 人分
生活介護	利用者数	78 人	92 人	141 人
	利用量	22 日	22 日	22 日
	サービス見込量	1,716 人日分	2,024 人日分	3,102 人日分
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1 人	1 人	1 人
	利用量	22 日	22 日	22 日
	サービス見込量	22 人日分	22 人日分	22 人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	10 人	13 人	16 人
	利用量	22 日	22 日	22 日
	サービス見込量	220 人日分	286 人日分	352 人日分
就労移行支援	利用者数	21 人	23 人	23 人
	利用量	22 日	22 日	22 日
	サービス見込量	462 人日分	506 人日分	506 人日分
就労継続支援 (A型＝雇用型)	利用者数	5 人	6 人	7 人
	利用量	22 日	22 日	22 日
	サービス見込量	110 人日分	132 人日分	154 人日分
就労継続支援 (B 型＝非雇用型)	利用者数	75 人	91 人	98 人
	利用量	22 日	22 日	22 日
	サービス見込量	1,650 人日分	2,002 人日分	2,156 人日分
療養介護	サービス見込量	0 人分	0 人分	8 人分
児童デイサービス	利用者数	5 人	25 人	46 人
	利用量	5 日	4 日	4 日
	サービス見込量	25 人日分	100 人日分	184 人日分
短期入所	利用者数	16 人	18 人	22 人
	利用量	13 日	13 日	13 日
	サービス見込量	208 人日分	234 人日分	286 人日分

【目標値の設定】

- ① 実際にサービスの利用者となる人を個別に検討し、利用するであろうサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、旧法施設から新体系へ移行する各施設と新たに整備された施設のサービス種別ごとに利用数を加算し、地域の実情などを踏まえ現状を反映した目標数値を算出しました。
- ② 利用量の 22 日は土、日及び祝祭日を除いた毎月利用可能とされる平均の日数を設定しました。

【見込量確保のための方策】

- ①地域全体で障害のある人を支える力を高める観点から、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健、医療関係者等の連携を強化します。
- ②就労支援については、福祉と雇用、教育の連携が必要になるため、関係機関が一体となった総合的な取り組みを進めます。
- ③障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて、事業者等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- ④精神障害者支援施設の整備を支援し、精神障害のある人個々の能力に応じた職業的訓練の場を提供して地域社会への適応を促します。
- ⑤利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図ります。また、緊急時の利用ニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- ⑥サービス事業者に対し、日中活動系サービスに携わる理学療法士・作業療法士やジョブコーチ等の人材の情報提供に努めます。
- ⑦福祉施設等における障害者の仕事の確保のため官公需における受注機会の拡大に努めます。

(3) 居住系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		21 年度	22 年度	23 年度
共同生活援助 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	サービス見込量	14 人分	15 人分	26 人分
施設入所支援	サービス見込量	51 人分	63 人分	78 人分

【目標値の設定】

- ①共同生活援助、共同生活介護のサービス見込み量は平成19年10月～平成20年3月の利用者数を基準に、在宅からの新たな利用見込みと、施設からの地域移行見込み者及び退院可能精神障害者の利用及び基盤整備を見込み設定しました。
- ②施設入所支援のサービス見込量は、管内の施設の新体系への移行計画を踏まえて設定しました。

【見込量確保のための方策】

- ①地域で自立した生活が送れるように、生活の場を確保し、地域生活への移行を支援します。
- ②周辺市町との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。
- ③施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加を促します。
- ④自立支援協議会や利用者等と協議し、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。
- ⑤市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム・ケアホームの設置を呼びかけていきます。
- ⑥社会福祉法人やNPO法人等がグループホーム等を立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等を補助していきます。
- ⑦精神障害のある人のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- ⑧入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。

(4) その他のサービス

		21 年度	22 年度	23 年度
相談支援 (サービス利用計画作成)	サービス見込量	1 人分	3 人分	3 人分

【目標値の設定】

- ①施設からの地域移行者及び退院可能精神障害者の利用を見込み設定しました。

【見込量確保のための方策】

- ①生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当することからこれに対応できる人材の確保を行います。
- ②医療機関からの退院者や福祉施設からの退所者が、地域での生活がスムーズに移行できるよう支援します。

(3) 地域生活支援事業実施に関する事項

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数
(1) 相談支援事業						
①相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2		3		3	
イ 地域自立支援協議会	実 施		実 施		実 施	
②相談支援機能強化事業	実 施		実 施		実 施	
③住宅入居等支援事業	実 施		実 施		実 施	
④成年後見制度利用支援事業	実 施		実 施		実 施	
(2) コミュニケーション支援事業						
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		20		20		21
(3) 日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具		4		1		1
②自立生活支援用具		5		6		4
③在宅療養等支援用具		3		6		7
④情報・意志疎通支援用具		9		12		7
⑤排泄管理支援用具		614		769		856
⑥住宅改修費助成事業		2		4		2
⑦点字図書給付事業				5		3
(4) 移動支援事業						
①外出介護事業	5	10	7	27	8	32
②ガイドヘルパー派遣事業	3	7	3	8	3	9
(5) 地域活動支援センター						
①基礎的事業	3	7	3	15	3	36
②機能強化事業	3	7	3	12	3	27
(6) その他の事業						
①訪問入浴サービス事業	1	5	1	6	1	3
②更生訓練費給付事業	0	0	0	0	0	0
③日中一時支援事業	6	29	11	67	9	93
④自動車運転免許取得・改造事業		2		2		0
⑤手話奉仕員養成事業		10		11		10
⑥要約筆記奉仕員養成事業		0		0		0

(注1) 日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。

(注2) 移動支援事業では、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数を記載。

(注3) その他事業⑤手話奉仕員養成事業⑥要約筆記奉仕員養成事業は、養成講習終了見込み者数を記載。

- ・ 疾病等により排泄機能を失った人が排泄を管理する用具（排尿袋・排便袋）を着装する件数が増えています。（医療技術の進歩等により高齢者の着装が多くなっています。）
- ・ 障害児の放課後児童クラブが十分に対応できていないため、日中一時支援事業の需要が伸びていますが、日中一時支援事業は近隣にサービスを提供する事業所が少なく、利用者は不便な状況になっています。
- ・ 地域支援事業については、日中一時支援事業を除き利用者の需要をほぼ満たしています。

(2) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

事業名	21 年度			22 年度			23 年度		
	箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数	
(1) 相談支援事業									
⑦相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	2			2			2		
イ 地域自立支援協議会	実 施			実 施			実 施		
⑧相談支援機能強化事業	実 施			実 施			実 施		
⑨住宅入居等支援事業	実 施			実 施			実 施		
⑩成年後見制度利用支援事業	実 施			実 施			実 施		
(2) コミュニケーション支援事業									
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		2 4			2 6			2 8	
(3) 日常生活用具給付等事業									
⑧介護・訓練支援用具		8			9			1 0	
⑨自立生活支援用具		8			9			1 0	
⑩在宅療養等支援用具		9			1 2			1 5	
⑪情報・意志疎通支援用具		1 3			1 4			1 5	
⑫排泄管理支援用具		770			800			830	
⑬住宅改修費助成事業		3			3			3	
⑭点字図書給付事業		5			5			5	
(4) 移動支援事業									
①外出介護事業	7	28	585	8	30	600	9	35	640
③ガイドヘルパー派遣事業	4	8	650	4	9	660	5	10	670
(5) 地域活動支援センター									
①基礎的事業	2	1 5		2	1 6		2	1 7	
②機能強化事業	2	1 5		2	1 8		2	2 0	
(6) その他の事業									
①訪問入浴サービス事業	1	5		1	6		1	7	
②更生訓練費給付事業	1	1		1	1		1	1	
③日中一時支援事業	13	8 0		13	8 5		15	9 0	
④自動車運転免許取得・改造事業		2			2			2	
⑪手話奉仕員養成事業		1 5			1 5			1 5	
⑫要約筆記奉仕員養成事業		5			5			5	

(注1) 日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。

(注2) 移動支援事業では、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数を記載。

(注3) その他の事業⑤手話奉仕員養成事業⑥要約筆記奉仕員要請事業は、養成講習終了見込み者数を記載。

【目標値の設定】

- ①各事業のサービス提供施設の箇所数は既存施設の移行計画及び今後新たな施設備見込み等を踏まえて設定しました。
- ②利用者・件数について、(2) コミュニケーション支援事業(3) 日常生活用具給付事業(4) 移動支援事業(5) 地域活動支援センター(6) その他の事業は平成19年度の利用実績をもとに、今後のサービス提供体制の整備を踏まえ施設からの地域移行見込み者等を見込み設定しました。

(3) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

(1) 相談支援事業		実施内容
①相談支援事業	ア障害者相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、調整などの支援を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業を行う社会福祉法人、及び地域活動支援センターへの委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
	イ地域自立支援協議会	三障害に対応した地域自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。上記の障害者相談支援事業により設置・運営します。
	②相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な知識能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。相談支援事業を行う社会福祉法人、及び地域活動支援センターへの委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
	③住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅の入居に必要な調整等の支援を行います。相談支援事業を行う社会福祉法人、及び地域活動支援センターへの委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
	④成年後見制度利用支援事業	低所得者に対し、成年後見の申立てや後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、制度の利用を促進します。相談支援事業を行う社会福祉法人、地域活動支援センターへの委託及び市の直営により実施します。 【利用者負担金は無料】
(2) コミュニケーション支援事業		実施内容
①手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		病院への通院等、学校・公共、施設等への用務、冠婚葬祭、社会参加活動等を派遣対象とします。市直営で実施します。 【利用者負担金は無料】

(3) 日常生活用具給付等事業	実施内容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子など。現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。 【利用者負担金は5%】
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など障害のある人(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。 【利用者負担金は5%】
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器など障害のある人(児)の在宅療養等を支援する用具。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。 【利用者負担金は5%】
④情報意志疎通支援用具	点字器など障害のある人(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。 【利用者負担金は5%】
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具など障害者(児)の排泄管理を支援する衛生用品。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。 【利用者負担金は5%】
⑥居宅改修費助成事業	障害のある人(児)の居宅生活動作等を円滑にするための補助用具や段差解消などの小規模な改修。現行の事業内容に基づき、市直営で実施します。 【利用者負担金は10%】
⑦点字図書給付事業	現行の事業内容に基づき、市直営で実施します。 【給付額は、点字図書価格から自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を控除した額】
(4) 移動支援事業	実施内容
①外出介護事業	屋外での移動が一人では困難な障害のある人(児)の社会参加のための支援。指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 【利用者負担金は5%】
②ガイドヘルパー 派遣事業	視覚障害のある人の外出支援（病院への通院等、学校・公共施設等への用務、冠婚葬祭等）を派遣対象とします。市直営、または指定障害福祉サービス事業者への委託により実施します。 【利用者負担金は無料】

(5) 域活動支援センター 機能強化事業	実施内容
① 地域活動支援センター	気軽に利用できる居場所として、社会適応や機能訓練等を行う場として、更には軽作業や社会的交流などを行う日中活動の場として実施します。地域活動支援センターを設置している事業者への委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
(6) その他の事業	実施内容
①訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため居宅に訪問して入浴サービスを提供します。指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 【利用者負担金は5%】
②更生訓練費給付事業	施設において就労移行支援サービス又は自立訓練サービスを利用している人に対し、社会復帰を進めるため更生訓練費を支給します。市直営で実施します。
③日中一時支援事業	障害のある人(児)の日中活動の場を確保と、障害のある人(児)を介護している家族の就労支援や一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 【利用者負担金は5%】
④自動車運転免許 取得・改造事業	市直営で実施します。 【補助限度額は10万円】
⑤手話奉仕員養成事業	社会福祉法人袋井市社会福祉協議会等への委託により実施します。 【受講料は無料 テキスト代金等実費負担】
⑥ 要約筆記奉仕員 養成事業	要約筆記ボランティアグループ等への委託により実施します。 【受講料は無料 テキスト代金等実費負担】

(4) 基盤整備に関する事項

	21 年度	22 年度	23 年度
居住支援 (ケアホーム・グループホーム・福祉ホームの機能)	1 箇所		2 箇所
障害児日中支援 (児童デイサービス)		1 箇所	

【目標値の設定】

- ① 既存施設の新体系移行計画を踏まえ、施設等からの地域移行見込み者の利用と在宅からの新たな居住支援サービスの利用を見込み設定しました。

- ② 障害のある子どもが将来社会的な自立ができるよう、早期療育と保護者の支援を行うとともに、保育所の保育士、幼稚園・小学校等の教諭や保健師等の療育を支援するための中心となる施設整備を進めます。又、施設が整備されるまでの間は既存の建物を利用して並行通園や親子教室などの児童デイサービス事業を展開します。(定員 10 人/日)

【見込量確保のための方策】

- ① 社会福祉法人や NPO 法人等と連携を図り、居住支援サービスの実施主体の確保に努めます。

【その他】

- ① 重度障害者が利用する日中活動系サービスである生活介護、生活訓練等の施設への特別支援学校の卒業生などを受け入れを行えるように新たな施設整備について、今後、中遠地域の市町において協議し、具体化していきます。
また、重症心身障害児のショートステイについては、介護者が身体を休ませることができるように整備を行うため、中東遠圏域での取り組み圏域内の市町と実現に向けた協議を行います。
- ② 障害児の放課後児童クラブは「そよかぜ」(高南小学校)と「つばめの家」(浅羽北小学校)で順調に行われています。しかし、「そよかぜ」では需要が大きく伸び現行の保育室では対応が困難となっているため、早急に保育室の確保等充実に努めます。

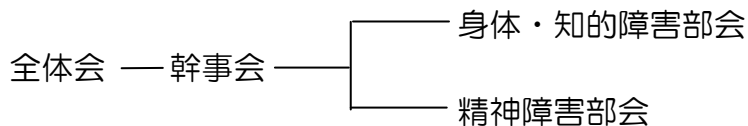
(5) 相談支援体制の充実・強化に関する事項

◆相談支援事業所

- (1) 障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、家庭訪問や関係機関等との調整や、必要な情報提供を行います。
- (2) 権利擁護のための必要な援助を行います。
- (3) 自立支援協議会の運営を受託し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

◆自立支援協議会

- (1) 障害のある人が地域において自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう相談支援体制を確立し、障害福祉関係者及び関係機関からなる地域自立支援協議会の充実強化を図ります。
- (2) 地域自立支援協議会の名称
中遠地域自立支援協議会
- (3) 構成団体
行政（袋井市・磐田市）
保健（静岡県西部保健所）
福祉（袋井市社会福祉協議会、磐田市社会福祉協議会、福浜会、袋井学園、なごみかぜ工房、磐田学園、生活支援センターいろいろ、緑ヶ丘学園、おおふじ学園、あおばのさと、磐田市発達支援センターはあと、竜洋あゆみ授産所）
就労（ハローワーク磐田、静岡中東遠障害者就業・生活支援センターラック）
教育（袋井特別支援学校 浜松特別支援学校磐田分校）
- (4) 組織図



- (5) 事業内容
 - ①受託指定相談支援事業者の運営評価等に関すること
 - ②困難事例への対応に関すること
 - ③地域の関係機関による障害者支援ネットワークの構築に関すること
 - ④地域の社会資源の開発、改善に関すること
 - ⑤障害のある人の就労促進に関すること
 - ⑥袋井市及び磐田市の障害福祉計画や福祉施策の提言に関すること。

資料1 障害福祉サービスの推移

措置制度	支援費制度			自立支援法			
サービス種類	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H23
訪問系サービス	15	25	27	17	15	20	30
居宅介護	15	25	27	17	15	20	30
重度訪問介護							
行動援護							
重度障害者等包括支援							
日中活動系サービス	150 (190)	174 (214)	180 (220)	166 (206)	181 (221)	197 (237)	362
生活介護					4	15	141
自立訓練（機能訓練）				1			1
自立訓練（生活訓練）					1	1	16
就労移行支援					5	14	23
就労継続支援（A型）					2	5	7
就労継続支援（B型）				1	10	22	98
療養介護							8
児童デイサービス	4	4	8	5	5	5	46
短期入所	33	30	30	11	12	11	22
旧身障入所更生施設	1	1	1	2	2	1	
旧身障入所療護施設	13	14	13	13	16	11	
旧身障入所授産施設	3	3	2	2	2	2	
旧知的入所更生施設	62	60	60	63	55	45	
旧知的入所授産施設	3	4	8	3	7	2	
旧知的通所更生施設	21	22	22	22	20	24	
旧知的通所授産施設	10	36	36	43	40	39	
〔県単独補助事業（すずらん共同作業所・あさば授産所・あゆみの家）〕	40	40	40	40	40	40	
居住系サービス	92	94	95	98	104	98	104
共同生活介護/共同生活援助	6	7	7	10	12	12	26
施設入所支援				1	6	21	78
旧身障入所更生施設	1	1	1	2	2	1	
旧身障入所療護施設	13	14	13	13	16	11	
旧身障入所授産施設	3	3	2	2	2	2	
旧知的入所更生施設	62	60	60	63	55	45	
旧知的入所授産施設	3	4	8	3	7	2	
旧知的通所寮	4	5	4	4	4	4	
総 計	257	293	302	281	300	315	496

・日中活動系サービスについては、市内や近隣市で施設整備が進み、今まで在宅のみで生活していた人の施設利用が可能になったため増となった。

・短期入所については、日帰りの短期入所サービスが地域生活支援事業の日中一時支援事業に変更されたため、宿泊のみの短期入所だけが対象事業となるため減となった。

・居宅系サービスについては、現在入所している施設が新体系に移行する際、定員減をしていくため、入所施設者は減となる。また、今後、新体系移行に伴い地域移行が進められるため、今後GH/CHへの入所者が増が見込まれる。

第1期計画と第2期計画の比較

※ 2期計画の平成18年度から平成20年度までは実績

【訪問系サービス】				第1期			第2期		
				H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	2期	利用者数	(人)	17	15	20	20	25	30
		利用量/人	(時間)	16	17	18	20	20	20
		サービス利用量A	(時間分)	272	255	360	400	500	600
	1期	利用者数	(人)	16	20	24	28	34	40
		利用量/人	(時間)	20	20	20	20	20	20
		現見込量B	(時間分)	320	400	480	560	680	800
	増減	増減(B-A)	(時間分)	48	145	120	160	180	200

【日中活動系サービス】

生活介護	2期	利用者数	(人)	0	4	15	78	92	141
		利用量/人	(日)	0	15	22	22	22	22
		サービス利用量A	(人日分)	0	60	330	1,716	2,024	3,102
	1期	利用者数	(人)	0	18	51	88	96	108
		利用量/人	(日)	0	22	22	22	22	22
		現見込量B	(人日分)	0	396	1,122	1,936	2,112	2,376
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	336	792	220	88	-726
自立訓練(機能訓練)	2期	利用者数	(人)	1	0	0	1	1	1
		利用量/人	(日)	22	0	0	22	22	22
		サービス利用量A	(人日分)	22	0	0	22	22	22
	1期	利用者数	(人)	1	0	0	2	2	2
		利用量/人	(日)	22	0	0	22	22	22
		現見込量B	(人日分)	22	0	0	44	44	44
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	0	0	22	22	22
自立訓練(生活訓練)	2期	利用者数	(人)	0	1	1	10	13	16
		利用量/人	(日)	0	15	22	22	22	22
		サービス利用量A	(人日分)	0	15	22	220	286	352
	1期	利用者数	(人)	0	12	22	29	36	44
		利用量/人	(日)	0	22	22	22	22	22
		現見込量B	(人日分)	0	264	484	638	792	968
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	249	462	418	506	616
就労移行支援	2期	利用者数	(人)	0	5	14	21	23	23
		利用量/人	(日)	0	16	22	22	22	22
		サービス利用量A	(人日分)	0	80	308	462	506	506
	1期	利用者数	(人)	0	9	15	19	21	26
		利用量/人	(日)	0	22	22	22	22	22
		現見込量B	(人日分)	0	198	330	418	462	572
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	118	22	-44	-44	66
就労継続支援(A型)	2期	利用者数	(人)	0	2	5	5	6	7
		利用量/人	(日)	0	22	22	22	22	22
		サービス利用量A	(人日分)	0	44	110	110	132	154
	1期	利用者数	(人)	0	0	3	7	12	16
		利用量/人	(日)	0	0	22	22	22	22
		現見込量B	(人日分)	0	0	66	154	264	352
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	-44	-44	44	132	198
就労継続支援(B型)	2期	利用者数	(人)	1	10	22	75	91	98
		利用量/人	(日)	22	22	22	22	22	22
		サービス利用量A	(人日分)	22	220	484	1,650	2,002	2,156
	1期	利用者数	(人)	1	6	19	86	87	88
		利用量/人	(日)	22	22	22	22	22	22
		現見込量B	(人日分)	22	132	418	1,892	1,914	1,936
	増減	増減(B-A)	(人日分)	0	-88	-66	242	-88	-220
療養介護	2期	サービス見込量	(人分)	0	0	0	0	0	8
	1期	現見込量B	(人分)	0	0	0	0	0	10
	増減	増減(B-A)	(人分)	0	0	0	0	0	2

第1期計画と第2期計画の比較

資料2

※ 2期計画の平成18年度から平成20年度までは実績

				第 1 期			第 2 期		
【日中活動系サービス】				H18	H19	H20	H21	H22	H23
児童デイサービス	2期	利用者数	(人)	5	5	5	5	25	46
		利用量／人	(日)	7	1	5	5	4	4
		サービス利用量A	(人日分)	35	6	25	25	100	184
	1期	利用者数	(人)	6	8	9	11	12	14
		利用量／人	(日)	7	7	7	7	7	7
		現見込量B	(人日分)	42	56	63	77	84	98
	増減	増減(B-A)	(人日分)	7	50	38	52	-16	-86
短期入所	2期	利用者数	(人)	11	12	11	16	18	22
		利用量／人	(日)	11	12	13	13	13	13
		サービス利用量A	(人日分)	118	149	143	208	234	286
	1期	利用者数	(人)	12	14	15	17	18	20
		利用量／人	(日)	10	10	10	10	10	10
		現見込量B	(人日分)	120	140	150	170	180	200
	増減	増減(B-A)	(人日分)	2	-9	7	-38	-54	-86
日中活動活動系サービス全体の利用者数	2期計画	利用者数A	(人分)	18	39	73	211	269	362
	1期計画	現見込者数B	(人分)	20	67	134	259	284	328
	増減	増減(B-A)	(人分)	2	28	61	48	15	-34

【居住系サービス】

共同生活援助 共同生活介護	2期	サービス利用量A	(人分)	10	12	12	14	15	26
	1期	現見込量B	(人分)	8	11	17	23	29	35
	増減	増減(B-A)	(人分)	-2	-1	5	9	14	9
施設入所支援	2期	サービス利用量A	(人分)	1	6	21	51	63	78
	1期	現見込量B	(人分)	1	11	35	66	68	75
	増減	増減(B-A)	(人分)	0	5	14	15	5	-3

【相談支援】

相談支援	2期	サービス利用量A	(人分)	0	0	0	1	3	3
	1期	現見込量B	(人分)	3	6	8	9	10	11
	増減	増減(B-A)	(人分)	3	6	8	8	7	8

資料3

袋井市障害者福祉計画策定経過

年月日	会議等	会議等の内容
平成20年 8月27日	第1回推進協議会	平成19年度施策の進捗状況について 障害福祉計画の見直しについて
9月22日 ～ 10月21日	障害者団体 ヒアリング	市内障害者5団体
10月22日	第2回推進協議会	市内障害者団体との意見交換の結果について 第2期障害福祉計画(案)について 意見交換
11月10日 ～ 11月17日	事業者団体 ヒアリング	市内事業者4団体
12月16日	第3回推進協議会	市内事業者団体との意見交換の結果について 第2期障害福祉計画(素案)の検討 及び確認

資料4

袋井市障害者計画推進協議会委員名簿

	氏名	所属区分	備考
1	村松 正巳	袋井市自治会連合会（袋井北4町連合会長）	地域住民組織
2	原田 達功	袋井市社会福祉協議会長	福祉関係団体
3	高橋 洋子	袋井市民生委員児童委員協議会障害者福祉部会長	
4	小出 健一	袋井市身体障害者福祉会長	
5	名倉 秀幸	袋井市身体障害者福祉会視覚障害者部会長	
6	鈴木 通浩	袋井市身体障害者福祉会聴覚障害者部会長	
7	増本 旭	NPO法人視覚障害者サポートネット理事長	
8	澤 のり子	袋井市手をつなぐ育成会	
9	鈴木 直子	NPO法人すずらの会理事長	
10	高橋 幸孝	中東遠障害児(者)地域療育等支援センター	
11	傳田 正史	磐周医師会袋井支部（でんだ整形外科）	保健・医療
12	粕谷 泰以	袋井特別支援学校（袋井養護学校）	教育関係
13	原田 清司	静岡県建築士会中遠支部長	市長が必要 と認める者
14	八谷 重之	社会福祉法人明和会理事長	
15	齋藤百合子	一般公募	市民の代表
16	金原 則子	一般公募	
17	金尾 俊秀	一般公募	
18	青島 進	一般公募	
19	杉山シゲヨ	一般公募	
20	海野 雪江	一般公募	